

平成20年12月25日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年8月29日付け高教文振第367号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。平成20年4月の機構改革により、実施機関が高松市教育委員会から高松市長へ変更した。）が一部公開とした処分のうち、「登記事項証明書中の役員の住所」および「担当者氏名」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立てについては、棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高教文振第367号の諮問に係るもの】

- (1) 指定管理者との間の一切の契約書類の全部
- (2) 平成17年4月以降に指定管理者に支払った一切の金員に係る支出金調書

平成18年 7月26日：請求人からの公開請求を受付

平成18年 8月 4日：実施機関が一部公開の決定

平成18年 8月22日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

高松市文化芸術ホールは、本市の市民文化の新たな創造拠点として、文化芸術の振興を図るとともに、コンベンション等交流拠点の発展にも寄与することを目的に整備したものである。

また、財団法人高松市文化芸術財団は、施設の管理運営を行うほか、多様な文化芸術活動への支援や市民参加により、地域に根ざした高松らしい文化の創造と交流を図るため、市が全額出資した団体であり、文化芸術ホールの指定管理者として、同ホールの整備目的の達成に向けた取組みを進めている。

本件請求の対象となっているのは、本市と高松市文化芸術ホールの指定管理者である財団法人高松市文化芸術財団との契約書類および平成17年4月以降に当該財団に支払った一切の金員に係る支出金調書である。

- (1) 財団法人高松市文化芸術財団の役員個人の住所および当該財団の担当者の個人名について

役員個人の住所について、公開されることは本人にとって予定されて

いるとは言い得ず、公になった場合、個人の権利利益を害すると考えられる。また、職員の氏名について、財団という民間団体の一担当者である職員の氏名は、公務員の職務上の氏名とは性格が異なり、公になった場合、個人の権利利益を害すると考えられる。

よって、条例7条1号に該当し、非公開が相当である。

(2) 法人の代表者の印影および金融機関情報について

法人の代表者の印影については、市との協定に関する書類、各種契約に関する書類、誓約書、請求書等に掲載されている。

これについては、公表すべき合理的理由および必要性がなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

また、当該法人の金融機関情報については、請求書および本市の歳出管理票に記載されている。

これについては、当該法人の事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。よって、公開することにより当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

(3) 法人税納税申告書および消費税納税申請書等（更正請求書を含む。3か年分）について

これらの文書に関しては、当該法人の財政状態を表し、法人の秘密事項に属するもので、これを公開すると、当該法人の事業規模および経営状況が一見して明らかとなり、法人の権利、競争上の地位およびその他正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象文書は、請求内容２－（１）に係るものについては、基本協定書、平成１６年度高松市文化芸術ホール管理運営等に関する委託契約書および委託変更契約書、平成１７年度高松市文化芸術ホール管理運営等に関する協定書および変更協定書、高松市文化芸術ホール管理運営等に関する基本協定書および平成１８年度高松市文化芸術ホール管理運営等に関する協定書、請求内容２－（２）に係るものについては、平成１７年度高松市文化芸術ホール管理運営委託料に係る歳出管理票、平成１８年度高松市文化芸術ホール管理運営委託料に係る歳出管理票および平成１８年度高松市文化芸術ホール自主事業補助金に係る歳出管理票であり、いずれも一部公開の決定を行っている。以下、当該文書の非公開部分について検討する。

（１） 役員の住所について

本件情報は、登記事項証明書中に掲載されている、高松市文化芸術財団の役員個人の住所である。対象となっている文書は、商業登記簿の登記事項証明書であるが、商業登記法により何人も手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面（登記事項証明書）の交付を請求することができることとなっているから、公開が予定された情報であり、当該文書の個人の住所について、非公開とする理由はない。

（２） 担当者氏名について

本件氏名は、財団から提出された「指定管理業務実施計画書」に掲載されている。

当該担当者は、本市から高松市文化芸術財団へ派遣された職員であり、この者の氏名は、財団へ派遣された公務員の職務の遂行にかかわる情報である。よって、条例７条１号ウに該当し、公開すべきである。

（３） 団体代表者の印影および団体の金融機関情報について

団体代表者の印影は、本市と財団の間で交わされた協定書、誓約

書およびホール管理運営委託料の請求書等に掲載されている。

法人等の印影については、公表すべき合理的理由および必要性が無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあり、条例7条2号に該当するとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

団体の金融機関情報については、ホール管理運営委託料およびホール自主事業補助金にかかわる歳出管理票および請求書に掲載されている。

法人等の金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定すべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められるから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 規約その他これらに準ずるものについて

本件文書は、財団から本市へ提出された、「財団法人高松市文化芸術財団設立趣意書」、「財団法人高松市文化芸術財団寄付行為」、「財団法人高松市文化芸術財団職員就業規程」および「組織体制」等、当該財団の内部規約等に関する情報である。

これらは、当該財団の労務管理、経理等事業活動を行ううえでの内部管理に属する事項に関する情報であり、誰に公開するかは財団が決定すべきものである。また、財団のホームページにも掲載されていないことから、これを公開すると当該財団の自主的な運営に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(5) 法人税納税申告書および消費税納税申請書等（更正請求書を含む。3か年分）について

本件文書は、財団から本市に対して添付書類として提出された、「消費税及び地方消費税の確定申告書」、「法人事業税確定申告書」、「法人市民税確定申告書」および「領収証書」等、当該財団の税の申告に関する文書である。

これらは、法人の財務状況を表すものであって、当該財団の内部管理に属する事項に関する情報である。よって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 8月29日	諮問書受付
平成20年 8月 1日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年11月27日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申